

～持続可能なとくしまのSATOUMI（里海）に向けて～



## I 総量削減計画について

- ・瀬戸内海の水質改善を図るため、海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減する計画
- ・県は、国の「総量削減基本方針」に基づき、削減目標の達成に向け、必要な各種施策を推進するため策定

## II 計画期間

令和4年から概ね5年間

## III 基本方針

- ・従前の総量削減計画により水質は改善
- ・一方で、一部の水域では、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が発生

良好な水質と生物多様性や生産性など  
自然の恵みが享受できる「とくしまの  
SATOUMI（里海）」の実現を目指す。

## IV 削減目標

| 第9次目標<br>令和6年度 | COD    | 窒素含有量  | りん含有量   |
|----------------|--------|--------|---------|
|                | 33トン   | 19トン   | 1.5トン   |
| （第8次目標）        | （34トン） | （19トン） | （1.5トン） |



持続可能なとくしまの  
SATOUMI（里海）を  
目指します！

「COD」：良好な水質を次世代に継承するために、生活排水処理施設の整備促進等により更なる削減を行う。

「窒素・りん」：全体としては現在の水質を維持するため、削減目標量は据え置きとし、地域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類（窒素、りん）の管理を行う。

## V 各種施策

## 汚濁負荷削減による水質保全

## 生活排水改善のための施策

- ・下水道、合併浄化槽等の整備促進
- ・一般家庭でできる生活排水対策の普及・啓発

## 事業場排水の適正処理のための施策

- ・総量規制基準\*の適用事業場に対する監視指導
- ・小規模、未規制事業場等に対する監視指導

## 農水産系排水の負荷軽減のための施策

- ・エコファーマーの増加による環境保全型農業の推進
- ・家畜排せつ物のバイオマス資源への活用の推進
- ・水質改善に資する養殖等の取組の推進

※総量規制基準（排水濃度×排水量の規制）

- ・日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場が対象
- ・水質について良好な状態であることから変更なし

生物多様性・生産性の確保  
に向けた水環境の改善海域の実情に応じたきめ細やかな  
栄養塩類管理の推進

- ・栄養塩管理運転の実証実験
- ・養殖漁場等での栄養塩の施肥による水質管理

ブルーカーボン生態系を支える  
藻場・干潟の保全、再生及び創出

- ・藻場等の造成、保全活動の推進

## 水環境改善対策の推進

- ・海底耕耘等による底質環境の改善

生物と共生する環境配慮型構造物  
の採用

- ・生物共生型護岸等の導入

## 基盤となる施策の推進

豊かな海「里海」を支える水質モニタリングの  
充実

- ・水質測定による河川及び海域の水質状況の把握

## 里海づくりの普及啓発のための施策

- ・環境保全活動のリーダーとなる「里海」創生リーダーの育成
- ・「里海」創生リーダー間の連携強化、スキルアップを図るため、新たな専門・応用講座を創設
- ・海岸生物調査や水生生物調査などの水教育の実施
- ・DXの推進による里海の魅力発信（啓発動画の撮影、SNSや二次元バーコードを活用した情報発信・広報）

## 国内外の閉鎖性海域とのコラボレーション

- ・国際エメックスセンター等の活用

水質の保全及び水環境の改善を図り、とくしまのSATOUMI（里海）の実現